

川越市立牛子小学校

いじめ防止基本方針

川越市立牛子小学校

目 次

I 基本方針

1 いじめ防止に対する基本理念

2 いじめの定義

3 いじめの防止

4 早期発見

5 いじめに対する措置

6 重大事態への対処

7 その他の留意事項

II 関係機関との連携

III いじめ防止年間計画

I 基本方針

1 いじめ防止に対する基本理念

いじめ防止は、本校全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、解決に向けて、徹底して取り組むべき重要な課題である。そのため、「いじめはどの子供にも、どの学校においても起こり得る、誰もが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、いじめを早い段階でくい止め、継続させず、児童相互に自他を尊重する人権感覚を醸成していくことが重要である。

○いじめをなくすためには、どの児童にとっても学校や学年学級が安心・安全な場所であること、全ての児童に活躍でき認められる機会を提供し、「未然防止」につながる「心の居場所づくり」を推し進める。

○日頃から、個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、深い児童理解に立ち、生徒指導の充実を図り、児童が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるように最大限の努力をしていく。

○いじめを含め、児童の様々な問題行動への対応については、早期発見・早期対応を旨とした対応の充実を図り、関係機関との連携を図りつつ、問題を抱える児童一人一人に応じた指導・支援を積極的に進める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

- (1) 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にならないよう、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。また、いじめの認知・認定については、「校内いじめ対策委員会」を活用して行う。
- (2) けんかのように見える場合であっても、該当児童生徒の力関係を考慮判断する。
- (3) いじめられている児童生徒の中には、自分が被害者である自覚がない場合があるが、聞き取り調査等でいじめの事実が確認された場合には、いじめとして対応する。
- (4) 上記の「いじめ」の定義にかかわらず、同様な案件の児童の訴えについても、全教職員が真摯に受け止め、訴えた児童の心身を守るという観点で対応に全力であたる。
- (5) いじめの中に、犯罪行為として扱われるべきと認められるものや、生命、身体等に重大な被害が生じるようなものは、教育的配慮や被害者の意向への配慮の上で、警察と連携して対応する。

3 いじめの未然防止

いじめを防止するためには、いじめの兆候が見られた場合に、軽く見ないで速やかに対応すること（早期発見）が重要である。さらに、いじめの防止には、加害者になることを未然に防ぎ、いじめに向かわせない指導が不可欠である

そこで、本校では、どの児童にとっても学校や学年・学級が安心・安全な場所であること、全ての児童が活躍でき認められる機会を提供すること、一人一人の児童を大切にすること、達成感が味わえる授業になっていること、人権意識にあふれた受容的な雰囲気になりあふれていること等を視点にあてた教育活動を推進していくことでいじめを未然防止する。

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識を醸成する。
- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・道徳の時間や学級活動での指導を通して、思いやりの心や児童一人一人

がかけがえのない存在であるといった命を大切にすることを育む。

- ・ 教員が「いじめは決して許さない」という姿勢を持っていることを、さまざまな活動を通して児童に示す。
- ・ 児童が「いじめは決して許されないこと」という認識を持つように様々な活動の中で指導する。
- ・ 見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら教員や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないこともあわせて指導する。
- ・ 問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持って解決を図る。
- ・ いじめに関するアンケート調査を学期に1回実施し、その結果と児童の様子の変化などについて教職員全体で共有する。
- ・ 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」についての本校教職員の理解と実践力を深める。

4 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で密に行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。そこで、ごく些細なものであっても、いじめではないかと捉え、早い段階から的確に解決の糸口を探り、いじめを隠したり、軽視したりすることなく、いじめを認知する。

- ・ 児童の考えや悩み、学校生活の実態や地域での生活等を把握するため、児童と接する時間を多くとったり、生活ノートを記入させたりして、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにする。
- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、保健室（養護教諭）との連携により、児童がいじめを相談しやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ・ 児童や保護者からいじめの疑いと思われる情報は、どんな些細なものでもいじめの危険信号と捉え、素早く教職員相互で情報交換し、その確認をするなど、適切かつ迅速な対応を図る。
- ・ 生徒指導・教育相談部会を中核とし、いじめと疑われる現状及び今後の指導方法について情報を交換し、学校全体で共通指導、共通行動ができるよう該当児童を継続的に指導する。

- ・関係機関との連携を密にし、定期的に情報交換を行うだけでなく、いつでも情報を収集し、共有できるよう信頼関係を構築する。

5 いじめに対する措置

いじめを発見・通報を受けたときには、該当学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決に組織的にあたる。その際、いじめに関わる情報収集を綿密に行い、事実確認をし、被害児童の身の安全を最優先に考え、加害児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。また、該当する家庭との連携をより緊密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友人関係、地域での様子について情報を集めて解決への指導に生かす。さらに、必要な場合には、関係機関・専門機関と連携し対応にあたる。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・発見・通報を受けた教職員は、「校内いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有する。
- ・速やかに関係児童から事情を聞き取り、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・校長は、教育委員会に事実確認の結果を報告（電話で一報し、その後書面で報告）するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ・指導に困難な場合、または児童生徒の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがある場合には、ためらうことなく、所轄警察署と連携して対処する。

(2) いじめられた児童及びその保護者への支援

- ・いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。家庭訪問等によりその日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・状況に応じて、見守りを行うなどいじめられた児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童に寄り添い、支えることのできる校内体制をつくる。
- ・状況に応じて、いじめた児童を別室で指導する。
- ・問題解決へ向けた学校の経過の様子を適宜いじめられた児童の保護者

へ連絡する。

- 必要に応じて、いじめられた児童の心のケアのため、スクールカウンセラー等の協力を得る。
- 解決したと思われる場合も、見守りながら経過を観察し、折に触れ必要な支援を行う。

(3) いじめた児童生徒への指導及びその保護者への助言

- いじめたとされる児童から、事実関係の聴取を行う。いじめが確認された場合、複数の教職員、必要に応じて心理や福祉等の専門家など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して今後の対応を適切に行える保護者の協力を求める。
- いじめた児童への指導の際、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体、又は財産を脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- いじめた児童が抱える問題、いじめの背景にも目を向け、該当児童の健全な人格の育成に配慮する。
- いじめの状況を応じて、特別の指導計画による指導、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせる。
- 誰かに知らせる勇気を持つよう伝えるとともに、はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- 全ての児童生徒が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築しているような集団づくりを進める。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- 必要に応じて、法務局又は地方法務局、所轄警察署と連携して対応する。
- ネットパトロールと連携し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。
- パスワード付きサイトや SNS を利用したいじめについては、発見しに

くいため、情報モラル教育の推進を進めるとともに、これらについての保護者への啓発を進めていく。

6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、同種の自己の発生防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会や保護者に必要な情報を適切に提供する。

(1) 重大事態とは、いじめにより、児童が次のような状況に至った場合とする。

- ・児童が自殺を企図した
- ・身体に重大な傷害を負った
- ・金品等に重大な被害を被った
- ・精神性の疾患を発症した
- ・相当の期間（30日）学校を欠席することを余儀なくされた

(2) 重大事態が発生した場合、学校は教育委員会へ発生を「事故報告」にて報告する。

- ・児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

(3) 学校は教育委員会の指導・助言のもと、重大事態の調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。

- ・組織の構成については、専門知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- ・教育委員会が主体で調査を実施する場合には、川越市いじめ防止対策委員会（仮称）に専門的知識及び経験を有し、かつ、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を要請する。
- ・いじめ行為の事実関係を、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったのか、学校はどのように対応したのかを客観的に速やかに明確にする。
- ・いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合、事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。

- ・いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
 - ・いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に調査を行う。
- (5) 調査で明らかになった事実関係を、いじめを受けた児童及びその保護者に対し適切に提供する。
- ・情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮しつつなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- (6) 調査結果については、学校は教育委員会に、「いじめ問題重大事態調査報告書」にて報告する。

7 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

- ・校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立する。
- ・日々のいじめ問題には、校長、教頭を中心とする定期的及び臨時の生徒指導委員会等で対応し、重大事案の調査や児童生徒のケアが必要な際には、「校内いじめ対策委員会」を活用するなど、組織的に即効性をもって対応できるようにする。
- ・「校内いじめ対策委員会」の構成員については、校長、教頭、教務主任、生徒指導部及び学校運営協議会委員を中心に構成し、必要に応じて、関係自治会長やPTA役員、スクールカウンセラー等を含むものとする。
- ・「校内いじめ対策委員会」では、情報を共有し、組織的に対応する。
- ・いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級や転学の際、適切に引き継ぎや情報提供ができる体制をとる。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラー、関係機関等が参加しながら対応する。
- ・学校のいじめ防止基本方針やいじめ防止年間計画の作成及び実施に当たっては、保護者や地域住民の意見も参考にする。

(2) 校内研修の充実

- ・学校のいじめ防止年間計画に基づき、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。
- ・校内研修では、全教職員にいじめ防止等の主旨やそのための方策について周知し、共通理解と意識啓発を図る。
- ・いじめ防止対策として、未然防止と早期発見、早期対応の観点から教育相談の充実を図る。

(3) 校務の効率化

- ・教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、校務分掌を適正化するなど、校務の効率化を図る。

(4) 学校評価と教員評価

- ・学校評価においては、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、実態に即した目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

牛子小さいじめ防止年間計画

定期的に実施していくもの：生徒指導・教育相談部会(月1回)

実施期間	活動計画 (学:学校 保:保護者)	活動内容	留意点
4月	学:校内研修 学:学級作り 保:保護者会	・学校の指導方針の周知・徹底 ・いじめ防止に向けた学級作り ・いじめのない学級作り(経営方針の徹底) ・いじめ問題に対する学校の方針の説明	学校におけるいじめの対応方針確認
5月	学:校内研修 学:運動会	・学校の指導方針の確認 ・個々の児童の情報交換と対応の検討 ・いじめ問題に対する学校の情報提供 ・練習時の活動や競技を通し、児童間の協力思いやりを養う	
6月	学:人権作文・人権標語	・国語科、社会科の授業で人権感覚を養う ・いじめに関する実態把握	
7月	学:第1回小中連絡協議会 学:川越市いじめアンケート 保:青少年健全育成連絡協議会 保:保護者会 保:個人面談	・いじめに関する実態把握、児童の変容の確認 ・いじめの情報提供と実態の確認、民生児童員との意見交換 ・地域との連携、今後の取組についての話し合い ・保護者からの意見聴取	いじめの実態を把握する 地域の理解を得る
8月	学:校内研修 学:小中合同研修会 保:校内整備	・いじめの把握、初期対応 ・校種間連携、いじめをなくすための取組 ・保護者からの意見聴取	小中間の連携した取組を確認する
9月	学:校内研修 学:非行防止教室	・いじめに関する実態把握 ・非行防止についての講和を実施	いじめの実態を把握する
10月		・子どもたちの手で、いじめのない学校づくりの推進を行う ・いじめに関する実態把握	子ども自身の力で、いじめのない学校を作る
11月	学:校内音楽会 学:校内持久走大会	・練習時の活動を通し、児童間の協力思いやりを養う ・スローガンの募集と掲示による児童の意識高揚	子ども自身の力で、いじめのない学校を作る

12月	保: 保護者会 学: 川越市いじめアンケート 保: 川越市いじめアンケート	・いじめに関する実態把握 ・保護者からの情報や意見聴取(アンケート実施)	いじめの実態を把握する
1月	学: 校内研修	・保護者地域との連携を図る取組について ・冬休み後のいじめに関する実態把握	教員の資質向上
2月	学: 新入生保護者会 学: 第2回小中連絡協議会 保: 保護者会	・小中連携による情報交換	子ども自身の力で、いじめのない学校を作る
3月	学: 校内研修	・次年度に向けての取組の検証 ・次年度の学級編制等での配慮	次年度に向けての準備